

ご利用いただける方

主に高次脳機能障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方。

※なお、高次脳機能に障害のある方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方の利用については医師の診断書が必要です。

利用料金

障害者総合支援法に定められた基準に基づいて、ご利用の障害福祉サービス費と食費・光熱水費をご負担いただきます。

※所得に応じて軽減される場合がありますので、市区町村窓口へご相談ください。

施設入所支援

通所が困難な方は、宿舎を利用できます。
(写真は一例です)



交通のご案内



■電車でのご利用

西武新宿線
航空公園駅 または 新所沢駅 下車
徒歩15分程

■自動車でのご利用

関越自動車道所沢IC→国道463号
→西新井町交差点右折約1km

見学・相談や利用申込み手続きについては、下記の総合相談課までお問い合わせください。

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談課

TEL: 04-2995-3100 (代表)
FAX: 04-2992-4525 (直通)
E-mail: rehab-soudan@mhlw.go.jp
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

高次脳機能障害のある方が いきいきと暮らすために

自立訓練(生活訓練)のご案内



ご本人ご家族の方など
お気軽にご相談ください



国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局

<http://www.rehab.go.jp/>



自立訓練(生活訓練)とは

主に高次脳機能障害のある方が、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し、生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じて訓練を行います。

- 生活リズムを整え、日中活動に参加する体力や耐久性の向上を図ります。
- 生活動作の手順や道具を工夫し、自己管理できることを増やします。
- 自身の障害への理解を深めながら、場の状況に応じて行動できるようにします。
- ご家族と地域の支援機関との協力体制を築き、社会生活に備えます。
- 様々な訓練を行い、作業能力の向上を図ります。

高次脳機能障害とは

- 注意障害：気が散りやすく、同じミスを繰り返しやすい。同時に複数のことをするのが苦手。
- 記憶障害：特に新しいことを覚えにくい。
- 遂行機能障害：計画的に行動するのが苦手。
- 行動と感情の障害：感情のコントロールがうまくできない、こだわりが強く変更が難しい。

事故や疾病等で脳を損傷すると、複数の症状が重なり、以前にできたことが苦手になる場合があります。見た目ではわかりにくく、自己の障害への気づきが難しいため、ご本人やご家族の社会生活に大きな影響を及ぼします。

高次脳機能障害者の生活訓練

スケジュール管理

予定表や携帯電話等を活用し、日課に沿った行動ができるようにします。



生活管理能力の向上

服薬管理、調理、洗濯、掃除、移動（公共交通機関の利用含む）など生活に必要な活動が可能となるよう支援します。



社会生活技能の向上

対人関係や生活場面を振り返り、適切な対処方法や自己管理の手段を具体化し、状況に応じた行動ができるようにします。



作業力の向上

様々な訓練を通じて、得意な作業を活かし、苦手な作業は代償手段で補い、集中して取り組めるよう、環境条件を整えます。



個々の目標に向けた支援

地域生活の充実を図り、職場復帰、復学、職業訓練等を目指します。また地域の支援機関と協力し、連続した支援体制を築きます。

